

令和7年 春の福生市交通安全運動実施要領

1 目的

この運動は、市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間

3 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
- (4) 二輪車の交通事故防止

4 運動名及びスローガン

運動名 令和7年 春の福生市交通安全運動

スローガン 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

5 重点に対する主な推進事項

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
 - ア 通学路及び子どもが日常的に利用する生活道路等における見守り活動及び交通安全対策の推進
 - イ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
 - ウ 歩行者への基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動を促す取組の推進
 - エ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた、保護者及び教育関係者からの交通安全教育等の推進
 - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴う身体機能の変化や認知機能の低下等を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
 - カ 全ての年齢層を対象とした反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

- ア 運転者に対する交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った安全運転意識及び態度の向上のための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の推進
- ウ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- エ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、広報啓発活動のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- オ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- カ 妨害運転等の悪質・危険な運転の防止、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- キ 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ク 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務及び必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

- ア 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と、努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 「自転車安全利用五則」（「車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「飲酒運転は禁止」、「ヘルメットを着用」）や、二人乗り、傘さし等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ウ 道路交通法改正による令和6年11月1日施行の「ながらスマホ」及び「酒気帯び運転及びほう助」の罰則強化に関する広報啓発の推進
- エ 自転車利用者等の安全確保のための定期的な点検整備の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- カ 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(4) 二輪車の交通事故防止

- ア 二輪車の特性の周知や、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- イ 全ての二輪車利用者に対する安全運転教育・広報啓発の推進